



©Expo 2025

大阪府広報担当
副知事もずん



大阪府 大学生等若者への 食費支援 事業



大阪府大学生等若者への食費支援事業 申請案内

物価高騰の影響が長期化する中、子育て世帯に準じて強く影響を受ける若者を支援するために、
大学生年齢（19歳～22歳）の若者に米またはその他食料品を給付いたします。

対象要件

平成15年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者のうち、
申請日において大阪府に居所を有している者、またはこれに準じる者

※週末や年末年始・夏休み等の長期休暇も含め、一定期間（概ね年間1カ月半程度）等、大阪府内の実家等で生活を送る者

給付までの流れ

インターネットによる
申請

※申請手続者は原則対象者本人

大阪府にて
申請内容の審査

給付決定後、
給付物品受取サイトから
申込

※お米PAYおおさか（お米クーポン）または
その他食料品のいずれかを選択

お米PAYおおさか
（お米クーポン）または
その他食料品の給付

手続きが簡略化される場合もあります。詳しくは、下記インターネット特設サイトを確認のうえお手続きください。

<https://www.osaka-kodomoshien.com/wakamono/>



申請・申込期間

◆ **申請受付期間** **令和7年9月16日(火)9:00から12月16日(火)23:59まで**

※郵送の場合は、当日消印有効

◆ **給付物品の申込期限および「お米PAYおおさか（お米クーポン）」の使用期限**

令和8年2月14日(土)まで ※期日までに申込がなかった場合は、申込辞退とみなします。

お問い
合わせ

大阪府大学生等若者食費支援事業コールセンター

【開設時間】 9:00～18:00(日祝日除く) <申請期間終了後は平日のみ>

TEL:0120-265-095

※オンライン申請に対応できない場合は、コールセンター
までご連絡ください。

大阪府大学生等若者への食費支援事業 申請案内

物価高騰の影響が長期化する中、子育て世帯に準じて強く影響を受ける若者を支援するために、大学生年齢(19歳～22歳)の若者に米またはその他食料品を給付いたします。

◆ 申請受付期間 令和7年9月16日(火)9:00から12月16日(火)23:59まで

※郵送の場合は、当日消印有効

◆ 給付物品の申込期限および「お米PAYおおさか(お米クーポン)」の使用期限

令和8年2月14日(土)まで ※期日までに申込がなかった場合は、無効となります。

給付物品

①「お米PAYおおさか(お米クーポン)」または ②「その他食料品(食料品選択ページから食料品を選択)」

※いずれも税込7,000円相当分(送料を含む) ※お米PAYおおさか(お米クーポン)を使用できる対象は、白米、玄米、発芽米等の米(米の調理品、雑穀米は除く)に限ります。

給付対象者の要件

平成15年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者のうち、
申請日において大阪府に居所を有している者、またはこれに準じる者※

※週末や年末年始・夏休み等の長期休暇も含め、一定期間(概ね年間1カ月半程度)等、大阪府内の実家等で生活を送る者

申請手続を行う者

申請手続者は原則対象者本人

申請の流れ

- 1 下記インターネット特設サイトの内容をご確認のうえ、お申込みください。
(令和7年12月16日まで) <https://www.osaka-kodomoshien.com/wakamono/>
- 2 大阪府が申請内容について審査を行います。
(申請内容に不備がある場合は個別にご連絡します)
- 3 審査の結果について、あらかじめ登録していただいたメールアドレスにお知らせします。
- 4 給付決定された方へ給付物品の申込方法をお知らせしますので、案内に従ってお手続きください。(令和8年2月14日(土)まで(※)) ※「お米PAYおおさか(お米クーポン)」の使用期限も同日までです。
- 5 【給付物品受取サイトにて①を選択の場合】チャージコード(英数字20桁)が記載されたメールを送付します。
region PAYアプリにて、お米PAYおおさか(お米クーポン)にチャージし、取扱店舗にて使用していただけます。
【給付物品受取サイトにて②を選択の場合】サイトにてお選びいただいた給付物品を送付します。



本人確認書類

【対象者の本人確認書類が必要】

本人確認書類とは、公的機関から発行された氏名、住所及び生年月日が記載された書類となります。

(例) マイナンバーカード(表のみ)、運転免許証、在留カード、特別永住者証明書、医療保険の被保険者証、生活保護受給証明書、住民票(世帯主、続柄記載でマイナンバーが非記載のもの。給付対象者自身が世帯主の場合及び親権者でない世帯主は必須)など

親子関係等を証明する書類

大阪府に居所を有していることに準じる者については大阪府内に実家等があることが確認できる書類が必要です。
(例) 住民票(世帯主、続柄記載でマイナンバーが非記載のもの、かつ府内に居所を有している親等との関係がわかるもの)、戸籍謄本(本籍が非記載のもの)など



申請にあたっての注意事項

- ・ 申請は原則インターネットで受け付けます。
- ・ 申請は、対象者1人につき1回です。
- ・ 給付物品は原則対象者の住所(大阪府に居所を有していることに準じる者については実家等の住所)へ送付いたします。
- ・ 給付物品の申込期限までに申込みがなかった場合は、申込みを辞退したものと取り扱います。
- ・ 給付決定後に要件を満たしていないことが判明した場合は給付決定を取り消します。
- ・ お米PAYおおさか(お米クーポン)は大阪府内の登録店舗でしか使用できません。

本事業に関する
お問い合わせ先

大阪府大学生等若者食費支援事業コールセンター TEL:0120-265-095

【開設時間】 9:00～18:00(日祝日除く) < 申請期間終了後は平日のみ >

※オンライン申請に対応できない場合は、
コールセンターまでご連絡ください。



本事業は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しています。